

平成 24 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名 サイタホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 才 田 善 之
(コード番号 1999 福証)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 梯 久 男
(TEL 0946-22-3875)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 8 月 17 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 9 月 27 日開催予定の第 57 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の子会社の目的が追加されたことに伴い、グループ持株会社である当社定款第 2 条 (目的) に目的の追加を行うものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって社外取締役及び社外監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨、並びに社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

なお、第 28 条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 . 下記 2 乃至 <u>29</u> 及び <u>31</u> に関する事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること 2 . 土木工事業 3 . ほ装工事業 4 . 建築工事業 5 . とび・土工工事業 6 . 石工事業 7 . 管工事業 8 . 水道施設工事業 9 . 鋼構造物工事業	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 . 下記 2 乃至 <u>30</u> 及び <u>32</u> に関する事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること 2 . (現行どおり) 3 . (現行どおり) 4 . (現行どおり) 5 . (現行どおり) 6 . (現行どおり) 7 . (現行どおり) 8 . (現行どおり) 9 . (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
10 . 造園工事業	10 . (現行どおり)
11 . 電気通信工事業	11 . (現行どおり)
12 . しゅんせつ工事業	12 . (現行どおり)
13 . 塗装工事業	13 . (現行どおり)
14 . 機械器具設置工事業 (新 設)	14 . (現行どおり)
15 . 碎石・砕砂の製造、販売業	15 . <u>消防施設工事業</u>
16 . 産業廃棄物中間処理業 (再生骨材の製造、販売業)	16 . (現行どおり)
17 . バイオ技術利用事業	17 . (現行どおり)
18 . 工場排水管理及び施設設置事業	18 . (現行どおり)
19 . 上下水道の管理に係る事業	19 . (現行どおり)
20 . 木材の販売業	20 . (現行どおり)
21 . 石油製品類の販売業	21 . (現行どおり)
22 . 再生可能エネルギー利用事業	22 . (現行どおり)
23 . 不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理並びに土地造成業	23 . (現行どおり)
24 . 酒類・発酵食品の製造、販売業	24 . (現行どおり)
25 . 食料品・酒類の輸出入、販売業	25 . (現行どおり)
26 . 食料品・酒類製造に関連する設備、材料等の輸出入、販売業	26 . (現行どおり)
27 . 雑貨品の輸出入、販売業	27 . (現行どおり)
28 . 飼料・肥料の輸入販売業	28 . (現行どおり)
29 . 警備業	29 . (現行どおり)
30 . 損害保険代理業	30 . (現行どおり)
31 . 人材派遣業	31 . (現行どおり)
32 . 前各号に附帯関連する一切の事業	32 . (現行どおり)
第3条～第27条 (条文省略) (新 設)	第3条～第27条 (現行どおり) <u>(社外取締役との責任限定契約)</u>
第28条～第35条 (条文省略) (新 設)	第28条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定められた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 第29条～第36条 (現行どおり) <u>(社外監査役との責任限定契約)</u>
第36条～第38条 (条文省略)	第37条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定められた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 第38条～第40条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成24年9月27日

定款変更の効力発生日

平成24年9月27日

以 上